

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社青木組	代表者氏名	青木 猛雄
主たる営業所の所在地	松本市七嵐278番地1		
許可番号	長野県知事（般-27） 第21431号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、管、舗、しゅ、園、水

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年3月12日	処分を行った者	長野県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		
処分の内容 建設業法第29条の2第1項の規定による許可の取消し （土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し）			
処分の原因となった事実	営業所不確知		
株式会社青木組の営業所の所在地が確知できないため、平成30年1月29日付け長野県報第2944号でその旨を公告したが、公告後30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。 このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。			
その他参考となる事項			